

保育士・保育教諭（会計年度任用職員（午前））の勤務条件について

芦屋市こども福祉部
こども家庭室ほいく課

1 勤務条件

（1）従事すべき業務の内容

芦屋市立保育所・認定こども園における保育補助業務

（0～5歳児までの保育、書類作成補助、保育準備、保育環境整備等）

（2）任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用理由により、任用期間が異なる場合があります。その場合は、別途通知します。

（3）条件付採用期間

任用後1か月は条件付採用期間となります。

（4）就業の場所

芦屋市立保育所・認定こども園

※業務の都合により、年度当初と異なる所園での勤務を依頼する場合があります。

（5）始業及び終業の時刻

（平日）9：00～12：45

※勤務する保育所・認定こども園によって、勤務時間が異なる場合があります。

※採用事由により、勤務日数・勤務曜日が異なります。

（6）休憩時間及び休日

ア 休憩時間 45分（勤務時間が6時間を超える場合）

イ 勤務を要しない日及び休日

土、日、祝日法に定める休日、年末年始

ただし、業務の都合により他の日に振り替える場合があります。

（7）時間外勤務・休日勤務

臨時又は緊急の場合に時間外勤務・休日勤務を命じる場合があります。

（8）給与等

ア 報酬

（週1日勤務）月額23,718円～28,847円

（週2日勤務）月額47,437円～57,695円

（週3日勤務）月額71,156円～86,543円

（週4日勤務）月額94,875円～115,391円

（週5日勤務）月額118,594円～144,238円

※条例改正等により変更する場合があります。

イ 期末・勤勉手当（令和8年4月1日時点）

報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じた額

期末支給割合は、2.525月（6月期1.26 25月、12月期1.26 25月）

勤勉支給割合は、2.125月（6月期1.06 25月、12月期1.06 25月）

※期別支給割合は増減する場合があります。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

ウ 費用弁償（通勤手当に相当）

通勤距離が片道2キロメートル以上の者に支給。

- ・交通機関利用者（最大1か月の定期代相当）
- ・交通用具利用者（通勤1往復につき200円）

エ 特殊勤務報酬

災害時等の非常作業手当及び年末年始等特別勤務手当については該当業務に従事すれば相当する報酬の支給対象となります。

（9）厚生年金保険・健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無等

ア 社会保険

厚生年金保険の適用 無

健康保険の適用 無

イ 雇用保険

適用 無

ウ 互助会

対象外

工 災害補償

「芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」又は「労災（労働者災害補償保険法等）」により補償されます。

（10）雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

芦屋市長 高島 峻輔

（11）年次休暇

所定 労働 日数	区 分		任用時	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後
	週	年間							
	5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	21日
	4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	16日
	3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	12日
	2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	8日
	1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	4日

※任用理由により、付与日が異なる場合があります。その場合は、別途通知します。

2 服務及び懲戒の規定が適用されることについて

地方公務員法上の服務の規定が適用され、非違行為については、懲戒処分の対象となります。

適用される服務規定	
服務の根本基準	職務に専念する義務
服務の宣誓	政治的行為の禁止
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	争議行為の禁止
信用失墜行為の禁止	営利企業への従事等の制限（パートタイムは対象外）
秘密を守る義務	

なお、パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事等（兼業）の制限については、対象外であるが、兼業についての届出が必要となり、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ①兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
- ②兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
- ③兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

3 特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実確認者」の内容は条文を参照してください。